

制 度 名	芸術文化振興基金助成金 (独立行政法人日本芸術文化振興会)	主管課名	生活文化課 文化振興 G		
		問合せ先	029-301-2824		
目的・趣旨	地域の文化の振興を目的として行う活動・文化に関する団体が行う文化の振興又は普及を図る活動について支援する。				
<p>[対象団体] 地方公共団体, 社団法人, 財団法人, 特定非営利活動法人, 実行委員会 等</p> <p>[対象事業]                      (1) 地域文化施設公演・展示活動 (文化会館公演)                      (2) 地域文化施設公演・展示活動 (美術館等公演)                      (3) アマチュア等の文化団体活動                      (4) 歴史的集落・町並み, 文化的景観保存活用活動                      (5) 民俗文化財の保存活用活動                      (6) 伝統工芸技術・文化財保存技術の保存伝承等活動</p> <p>[補助要件等] ※事業ごとに異なる                      (1) 文部科学省・文化庁の補助金や委託費等が支出される活動ではないこと。                      (2) 当該活動の実施に際して作成するチラシ, ポスター, プログラム等に芸術文化振興基金シンボルマークと芸術文化振興基金助成事業の文字を表示すること。                      (3) 収入に係る自助努力を期待する観点から有料入場を原則とする。</p> <p>[対象経費] 出演費, 音楽費, 文芸費, 舞台費, 運搬費, 旅費, 宣伝費 等</p> <p>[補助限度額等] ※事業ごとに異なる                      (1) 助成率 自己負担金の範囲内かつ助成対象経費の 1/2 以内                      (2) 補助限度額 自己負担金の範囲内                      (予算の範囲内で算定されるので, 要望額の全額が認められるとは限らない。)                      (3) 補助期間 1 年間</p> <p>[経費負担割合]</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
事業主体が市町村の場合		—	—	助成額の 残	対 象 経 費の 1/2 以内
[30 年度当初予算額] — 千円		[30 年度補助対象団体] 平成 30 年 3 月決定			
[備考] 平成 30 年度実施事業の募集は終了。例年前年度の 9 月頃募集。					